

ID: 154

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	訪問介護利用料の助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町介護事業実施規則 第37条		
例 規 番 号	平成12年 規則第17号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第三十七条 虚偽、その他不正の手段により助成金を受給したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日